

4 ものづくり企業ロボット導入モデル補助金

1) 目的

製造業及び建設業の中小企業者等におけるロボット導入を通じた省人化のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的とする。

2) 補助対象者

以下の①と②の双方を満たす者

①札幌市内に登録上の本店を有する製造業及び建設業の中小企業者等

ただし、建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る。

②さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）の区域（以下「圏域」という。）内に所在する工場等の製造拠点を有する者

3) 補助対象事業

以下の①～③の全てを満たす取組

①圏域内の製造拠点におけるロボット導入の取組

②導入するロボットが日本工業規格（JIS B0134:2015）で定義される産業用ロボットであること（サービスロボット・ソフトウェアロボットは対象外）

③広くロボット導入を通じた省人化のモデルとなる取組

4) 補助金額

補助対象経費の2/3以内、上限額500万円

5) 補助件数

1件（令和7年度採択案件）

・協働ロボットを用いた組立工程における糊付け作業の自動ロボットシステムの構築（モリタ株式会社）

6) 補助対象経費

ロボット導入経費、導入に伴う付帯経費、その他の経費

経費区分	補助対象経費
ロボット導入経費	ロボットの導入、搬入、据付又は調整等、圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外
導入に伴う付帯経費	圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ適当と認める経費

※事務所や営業・建設施工現場など製造拠点以外で導入するものは対象外。

※交付決定通知後に発注し、事業実施期間内に納品・検収及び支払いを終えるものを対象とする。

7) 申請の受付・問い合わせ

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）ビジネスソリューション支援部
〒001-0021 札幌市北区北21条西12丁目 北海道大学構内 コラボほっかいどう
TEL:011-792-6119 URL:<https://www.noastec.jp>

